

別紙4－2

国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の6の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第1 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

- 1 「国産粗飼料」とは、家畜に給与するもので、国内で生産され、纖維分の含量が高い飼料であって牧草類、青刈飼料作物類、野草類、ワラ等とする。
- 2 「国産粗飼料取扱業者」とは、畜産農家と国産粗飼料の売買を行う者とする。

第2 事業の内容

国産粗飼料取扱業者が畜産農家に、国産粗飼料の販売計画を提示して複数年にわたる販売契約を締結し、国産粗飼料の広域流通を行う取組へ支援するものとする。

第3 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表1の6の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

2 事業実施者の要件

本事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、本事業に取り組む国産粗飼料取扱業者であって、次の（1）から（9）のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業若しくは飼料の振興又は飼料の運送を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）
- (7) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
- (8) 株式会社又は持分会社であって、農業若しくは飼料の振興又は飼料の運送を主たる事業として営むもの

(9) その他畜産局長が認めるもの

第4 事業の要件

本事業の要件は、次の事項を全て満たすこととする。

(1) 販売契約の締結

事業実施者は、本事業の対象となる粗飼料の販売先の畜産農家と複数年（2年以上）にわたる販売契約を締結すること。なお、販売に当たっては、粗飼料の生産地等を明確にするなど、取り扱う粗飼料が国産であることを確認するものとする。

(2) 粗飼料の購入数量及び購入予定数量の報告

事業実施者は、畜産農家に対して以下を調査し事業実施主体に報告すること。

- ① 畜産農家における事業実施前年度から目標年度までの国産粗飼料及び輸入粗飼料の年間購入数量
- ② 第6の規定に基づき目標値を設定するための根拠となる目標年度における畜産農家の国産粗飼料及び輸入粗飼料の年間購入予定数量

(3) 国産粗飼料の輸送経路及び輸送距離の確認

本事業の対象とする国産粗飼料の輸送経路は最短距離とすること。ただし、輸送効率を図るため等の特別な理由がある場合はこの限りではない。

(4) 事業対象

事業の対象となる国産粗飼料は、畜産農家において事業実施者から事業実施年度に購入する国産粗飼料のうち、前年度の購入実績数量よりも増加した分（新規分も含む）であること。

第5 事業実施の手続

1 事業実施の公募

事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。

2 事業実施の手続

- (1) 事業実施主体は、交付の手続等、次の事項について記載した国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る事業実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別紙4-2様式第1号により畜産局長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、実施規程を変更しようとする場合も同様とする。

- ア 事業の要件及び実施の基準に関すること
- イ 交付申請等の手続に関すること
- ウ 補助対象経費に関すること
- エ 成果目標に関すること
- オ 申請の取下げ並びに計画の変更、中止又は廃止の承認に関すること
- カ 実績報告及び補助金の額の確定に関すること
- キ 補助金の経理に関すること
- ク 事業及び成果目標の達成状況に関すること
- ケ 畜産農家に対して行う事業内容の確認に関すること

コ その他必要な事項

(2) 事業実施主体は、事業実施者に事業計画書（別紙4－2様式第2号）を作成させ、提出させるものとし、これらを取りまとめるとともに、事業実施計画書兼達成状況等確認書（以下「事業実施計画書等」という。）（別紙4－2様式第3号）等の必要な書類について、交付等要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書等を除く。）のうち、変更がないものについては、添付を省略することができるものとする。

3 事業の変更

事業実施主体が、交付等要綱別表2の6に規定する重要な変更を行う場合は、本要領第3の3の規定に基づき畜産局長と調整した上で、変更後の事業実施計画書等（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること）、その他必要な書類を、交付等要綱第13第1項の変更等承認申請書に添付して行うものとする。

4 事業の実施

本事業の実施は、交付等要綱第9第1項により交付決定が行われた年度内とする。なお、事業実施者は、事業実施主体が実施規程に定める事業内容の確認書類を販売契約を締結した畜産農家に対して提示した上で、交付申請（交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手申請）までに、畜産農家の粗飼料の購入数量等を事業実施主体に提出するものとする。

第6 事業成果目標及び目標年度

交付等要綱第31の成果目標は、畜産農家が使用している購入粗飼料を輸入品から国産購入粗飼料に置き換える割合（購入粗飼料全体に占める国産品の割合の差）を指標とし、事業実施前年度より、目標年度が3%以上増加することを目標値として設定するものとする。なお、目標年度は、事業年度を含む3年以内とする。

第7 助成の対象及び事業実施の基準

- 1 本要領第7の助成の対象となる経費は、別紙4－2別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金若しくは他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助対象外とする。
- 4 別紙4－2別表に規定する「輸送距離」の考え方は、第4の（3）の他、出発地点は国産粗飼料の生産地とし、到着地点は購入者である畜産農家とする。ただし、事業実施者が販売する国産粗飼料の集積を目的として蔵置場所（ストックポイント）を利用する場合においては、そのストックポイントを出発地点とする。
- 5 別紙4－2別表に規定する「輸送重量」の考え方は次のとおりとする。
 - (1) 輸送する国産粗飼料をトラックスケール等により計測した重量とする。
 - (2) 到着地点が2か所以上ある場合は、到着地点での荷降ろし後の積載重量を次の到着地点までの「輸送重量」とする。なお、積載重量の考え方は（1）を準用するものとする。

- 6 輸送経路及び距離の確認については、確実に把握できるよう地図アプリ等を用いることとする。
- 7 事業実施者は、契約書類、伝票等により、荷送人（国産粗飼料取扱業者）、荷受人（畜産農家）及び輸送方法の詳細を明らかにしておくものとする。なお、畜産農家自らが国産粗飼料を輸送すること等により、契約書類、伝票等に輸送経費が計上されていることが確認できない場合は支援の対象外とするものとする。
- 8 事業実施者は、生産地、生産者等の確認により、本事業の支援対象となる国産粗飼料が現に日本国内で生産されたことを確認するものとする。
- 9 事業実施者は、畜産農家と販売契約を結ぶ際には綿密に連携をとることとする。

第8 事業達成状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、本要領別記様式第3号の達成状況報告書に事業実施計画書等（別紙4－2様式第3号）を添付し、畜産局長に提出するものとする。

第9 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、本要領別記様式第4号の事業評価報告書に事業実施計画書等（別紙4－2様式第3号）を添付し、畜産局長に提出するものとする。
- 2 畜産局長は、事業評価の内容を点検し、成果目標が達成されないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙4－2様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検に当たっては外部有識者に助言を求めることができるものとする。

第10 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、事業委託協議書（別紙4－2様式第5号）により畜産局長の承認を受けるものとする。

第11 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第12 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙4－2別表

区分	取組内容及び補助対象	助成範囲又は補助率
1 流通体制の構築	<p>(1) 国産粗飼料を畜産農家に輸送する取組について、当該取組を次の1から3までに定める輸送距離区分に応じて支援するために要する経費</p> <p>1 50 km以上 100 km未満 2 100 km以上 500 km未満 3 500 km以上</p> <p>(2) ①から④までのいずれかの取組と併せて行う国産粗飼料を畜産農家に輸送する取組について、当該取組を次の1から2までに定める輸送距離区分に応じて支援するために要する経費（ただし、(1)の取組と重複しないものに限る。）</p> <p>1 1,000 km以上 1,500 km未満 2 1,500 km以上</p> <p>(併せて行う取組)</p> <p>① 複数の畜産農家への共同輸送 ② 鉄道又は船舶の利用 ③ 輸送飼料の圧縮梱包等による積載効率の向上 ④ 帰り荷の積載</p>	<p>定額 (ただし、以下のとおりとする。)</p> <p>輸送重量1トン当たり 1 2,000円 2 5,000円 3 10,000円</p> <p>定額 (ただし、以下のとおりとする。)</p> <p>輸送重量1トン当たり 1 15,000円 2 20,000円</p>
2 事業推進	<p>1の取組の円滑な推進に必要な取組に要する経費</p> <p>本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費</p>	定額

別紙4－2様式第1号（第5の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る実施規程の（変更）承認申請について

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4－2の第5の2の（1）の規定に基づき、国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る実施規程の（変更）承認を申請する。

（注）関係書類として、国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る実施規程を添付すること

事業計画書

（国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築）

○○○事業実施主体の長 殿

（国産粗飼料取扱業者）

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

○○年度において、下記のとおり国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る事業を実施したいので、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4－2第5の2の（2）の規定に基づき、提出する。

1 販売計画（又は実績）

別添のとおり

2 添付書類

（1）組織の規程、会計規程、構成員名簿等

（2）その他事業実施主体が必要と認める資料

別紙 4－2 様式第 2 号 別添

販売計画（又は実績）

畜産農家名	粗飼料の種類	輸送重量(t)	輸送経路			輸送距離(km)	輸送方法	実施時期	契約年数	SPの有無	併せて行う取組	備考	委託先名
			出発地	経由地	到着地								
合計													

- ※1 「輸送重量」の欄には、本事業で対象となる重量を記載すること。
- ※2 「輸送経路」のうち「経由地」には、輸送方法の変更により積み替えた場所を記載すること。
- ※3 輸送経路の出発地点は国産粗飼料の生産地とし、到着地点は購入者である畜産農家とすること。ただし、ストックポイント（SP）を利用する場合は、その SP を出発地点とすること。
- ※4 別紙 4－2 別表の区分 1 のうち（2）（1,000 km以上輸送）の取組については、「併せて行う取組」の欄に以下の①～④うち該当する取組の番号を記載すること。
 - ① 複数の畜産農家への共同輸送
 - ② 鉄道又は船舶の利用
 - ③ 輸送飼料の圧縮梱包等による積載効率の向上
 - ④ 帰り荷の積載

別紙4－2 様式第3号（第5の2の（2）関係、事業実施主体作成）

事業実施計画書兼達成状況等確認書
(国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者名	

2 事業の目的（変更理由）

--

3 総括表

区分	事業費 円	負担区分		備考
		国庫補助金 円	事業実施主体 円	
1 流通体制の構築				
2 事業推進				

(1) 区分1（流通体制の構築）における主な取組内容

	50 km以上 100 km未満	100 km以上 500 km未満	500 km以上 1,000 km未満	1,000 km以上 1,500 km未満	1,500 km 以上	合計
件数						
輸送 重量 (t)						
補助 金額 (円)						

(2) 区分2(事業推進)における主な取組内容

取組内容	事業費(円)	補助金(円)	備考

(注) 取組内容は、実施要領別表(共通経費)の費目もしくは細目ごとに記載すること。

(3) 別紙4-2第10に規定する委託先の名称及び取組内容

--

4 成果目標及びその達成状況

(1) 目標の設定

基準年度 (○○年度)	目標年度 (○○年度)	目標値 %

(注) 目標値には、3%以上を設定すること。

(2) 達成状況

	基準年度 (○○年度)	事業実施年度 (1年目) (○○年度)	(2年目) (○○年度)	目標年度 (○○年度)
国産品の購入割合	%	%	%	%
置換え割合 (指標)	—	%	%	%

(注) 達成状況報告及び事業評価時に記載すること。

「置換え割合(指標)」の欄は、基準年度と当該年度の国産品の購入割合の差を記載すること。

5 事業の評価

(1) 事業の評価日及び評価方法

(2) 評価結果(4の(2)のとおり)

- ① その他の効果
- ② 所見

6 添付書類

- (1) 会計規程、構成員名簿
- (2) 事業実施主体収支計画及び推進体制
- (3) 本様式の別添
- (4) 各畜産農家における購入粗飼料推移（別紙4-2参考様式）をまとめたもの
- (5) 実績報告においては、本様式の別添の各取組について、荷送人、荷受人、輸送重量、輸送距離及び輸送経路を確認できる資料
- (6) その他の畜産局長が必要と認める資料

別紙4-2様式第3号 別添

別紙4－2 参考様式（畜産農家における購入粗飼料推移）

単位：トン

事業実施者名	畜産農家名	目標年度の購入予定数量 (○○年度)			基準年度 (○○年度)			事業実施年度（1年目） (○○年度)			(2年目) (○○年度)			目標年度 (○○年度)			
		購入予定数量	うち国産品	国産品割合(%)	購入数量	うち国産品	国産品割合(%) ①	購入数量	うち国産品	国産品割合(%)	購入数量	うち国産品	国産品割合(%)	購入数量	うち国産品	国産品割合(%) ②	②-①
合計																	

※交付申請（事前着手届）時は、基準年度における購入数量及び目標年度における購入予定数量を調査して記載すること。

※達成状況報告時には、当該年度における購入数量を調査して記載すること。

※事業評価時には、目標年度における購入数量を調査して記載すること。

※基準年度は事業実施前年度とすること。

別紙4－2 様式第4号（第9の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

飼料自給率向上緊急対策事業（国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築）
の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施した飼料自給率向上緊急対策事業（国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築）について、当初事業実施計画の成果目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告する。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

目標値	目標年度（○○年度）における成果目標に 係る現況値及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	現況値	未達成となった理由等	

別紙4－2様式第5号（第10関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度の飼料自給率向上緊急対策事業（国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築）の事業委託協議書の承認申請について

〇〇年度において、国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築に係る事業において、事業の一部委託したいので、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4－2第10に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

注：別添を添付すること。

事業委託協議書

委託先団体名称			
住 所	〒 TEL () - FAX () -		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		農業、飼料振興又は飼料の運送を主たる事業として位置付けている者 円	該当 ・ 非該当
委 託 費			
委託内容			
委託理由			

注1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること、経費の根拠となる積算等を示す資料を添付すること。